

2. 政治分野への女性の参画

(1) 政治分野への女性の参画の実態

国

2007年に成立したサルコジ大統領政権で新たに組閣された政府では、女性大臣の割合が上昇し、15人中の大臣の内、7人が女性大臣である。

国民議会における女性議員割合は、戦後直後の1945年では5.4%と低い割合であった。その後1960年代には度々1%台にまで落ち込むなど、フランスにおける女性の政治参画の状況は他のヨーロッパ諸国と比較しても、極めて遅れていた。しかし、2000年のパリテ法施行後に実施された2002年選挙では、女性議員数割合は12%を超えた。2007年の国政選挙では、女性議員割合は18%を越えている。

図表 3-3 フランス国民議会における女性議員割合 (1945-2007年)

下院 (国民議会)	女性議員数	総議席数	女性比率
1945年10月	32	586	5.46%
1946年6月	30	586	5.12%
1946年11月	42	619	6.79%
1951年6月	22	627	3.51%
1956年1月	19	627	3.03%
1958年11月	8	579	1.38%
1962年11月	8	482	1.66%
1967年3月	11	487	2.26%
1968年6月	8	487	1.64%
1973年3月	8	490	1.63%
1978年3月	20	491	4.07%
1981年6月	26	491	5.30%
1986年3月	34	577	5.89%
1988年6月	33	577	5.72%
1993年3月	35	577	6.07%
1997年5月6月	63	577	10.92%
2002年6月	71	577	12.31%
2007年6月	107	577	18.54%

(出所)パリテ監視委員会 « Elections legislatives 2007: Les petits pas de la parité »(2007)
より作成
(<http://www.assemblee-nationale.fr/elections/femmes-deputees.asp#constituante> :
2008.02アクセス)

2007年の大統領選挙後の国民議会選挙における政党別の立候補者及び当選者をみると、女性候補者割合が、50%を下回っている政党が多い。また、一般に左派政党では、右派政党よりも女性候補者数及び最終的な当選女性議員数の割合が大きい。

図表3-4 2007年国民議会選挙における政党別候補者及び当選者内訳

政党	候補者				当選者				男女別 当選率		
	総数	女性	男性	女性 比率	総数	女性	男性	女性 比率	女性	男性	
左派	社会党 (PS)	510	237	285	46.5%	186	48	138	25.9%	20.3%	48.4%
	共産党 (PCF)	384	185	199	48.2%	15	3	12	20.0%	1.6%	6.0%
	左翼急進党 (PRG)	65	22	45	33.9%	7	4	3	57.1%	18.2%	6.7%
	緑の党 (Verts)	524	263	261	50.2%	4	1	3	25.0%	0.4%	1.1%
右派	共和国連合 (RPR) / 国民運動連合 (UMP)	548	146	402	26.7%	313	45	268	14.3%	30.8%	66.7%
	フランス民主連合 (UDF) / 民主運動 (Modem)	529	195	334	36.9%	3	0	3	0.0%	0.0%	0.9%
	UDF/UMP	104	29	75	27.9%	22	0	22	0.0%	0.0%	29.3%
	フランス運動 (MPF)	410	204	206	49.8%	1	1	0	100.0%	0.5%	0.0%

(出所)パリティ監視委員会 « Elections legislatives 2007: Les petits pas de la parité »(2007)より作成

元老院では、1947年は女性議員割合が7.4%であったが、その後は、1%台が続いた時期もあり、女性議員数が少なく、2004年時点でも16.9%に留まっている。元老院議員が地域の代表という性格が強いため、住民による直接選挙によって選ばれておらず、間接選挙によって選ばれること、さらに完全にはパリティ法が適用されていないことが原因として指摘されている。

図表 3-5 元老院議員に占める女性の割合の推移（1947-2004年）

	女性 議員数	総数	女性議員 比率
1947	22	314	7.0%
1949	12	317	3.8%
1952	9	317	2.8%
1954	9	317	2.8%
1956	9	317	2.8%
1958	6	314	1.9%
1960	5	307	1.6%
1962	5	271	1.8%
1964	5	273	1.8%
1966	5	274	1.8%
1968	5	283	1.8%
1971	4	282	1.4%
1974	7	283	2.5%
1977	5	295	1.7%
1980	7	304	2.3%
1983	9	317	2.8%
1986	9	319	2.8%
1989	10	321	3.1%
1992	16	321	5.0%
1995	18	321	5.6%
1998	17	321	5.3%
2001	34	321	10.6%
2004	56	331	16.9%

（注）2001年6月から2002年4月までは女性議員数は35名

（出所）パリテ監視委員会 « Effets directs et indirects de la loi du juin 2000 : un bilan contrasté »（2005年）より作成

元老院議員全体では女性議員割合が少ないが、パリテ法施行以降に実施された元老院選挙で選出された議員については、女性元老院議員の比率が大幅に上昇している。選挙方法別の内訳をみると、多数投票における女性元老院議員の割合は、2001年で7.1%、2004年で4.4%となっている。2001年には、20%の女性議員が3名を選出する選挙区で選ばれていた。しかし、パリテ法の改正によって、比例代表選挙となる条件が4人以上の議員を選出する選挙区となったことは、2004年の元老院選挙で女性議員数を減少させる結果となった⁸⁰。

⁸⁰ パリテ監視委員会« Parité et moyenne d'âge aux sénatoriales 2004 : Des progrès limités »（2004年）

図表 3-6 元老院議員選挙における女性議員選出割合（1989-2004年）

	比例代表選挙の条件		女性議員数	総議員数	女性議員比率
1989	5人以上の議員を選出	比例代表	0	12	0.0%
		多数投票	2	90	2.2%
		合計	2	102	2.0%
1992	5人以上の議員を選出	比例代表	2	28	7.1%
		多数投票	3	74	4.1%
		合計	5	102	4.9%
1995	5人以上の議員を選出	比例代表	8	54	14.8%
		多数投票	3	63	4.8%
		合計	11	117	9.4%
1998	5人以上の議員を選出	比例代表	0	12	0.0%
		多数投票	3	90	3.3%
		合計	3	102	2.9%
2001	3人以上の議員を選出	比例代表	20	74	27.0%
		多数投票	2	28	7.1%
		合計	22	102	21.6%
2004	4人以上の議員を選出	比例代表	29	83	34.9%
		多数投票	2	45	4.4%
		合計	31	128	24.2%

（出所）パリテ監視委員会« Parité et moyenne d'âge aux sénatoriales 2004 : Des progrès limités»（2004年）より作成

国民議会の国会議員代表や委員会において、議長や委員長はほぼ男性によって占められており、女性が議長職についている場合は、男女パリテ監視委員会の委員長であるジンメルマン（Zimmermann）氏が女性の権利及び男女の機会均等に関する国民議会議員代表の議長職に就いている1例のみである。また、副議長や委員についても、女性の割合が少なく、男性が要職を占める割合が大きい。

図表 3-7 国会議員代表・委員会の男女数（2007年）

	男性	女性	総数	女性比率
議長・委員長	11	1	12	8.3%
副議長・院長	32	9	41	22.0%
事務局員	29	4	33	12.1%
委員	470	107	577	18.5%

（出所）パリテ監視委員会ウェブサイト
 （http://www.observatoire-parite.gouv.fr/portail/doc16/parite_assemblee_nationale.htm : 2008.02アクセス）より作成

また、女性議員が所属する委員会や議員代表にも偏りがみられる。女性議員が最も多く所属している委員会は、文化・家庭・社会委員会（Commission des affaires culturelles, familiales

et sociales)であり、所属議員数は45人である。続いて、経済・環境・国土委員会(Commission des affaires économiques, de l'environnement et du territoire)では、29人が所属している。また、防衛委員会(Commission de la défense nationale et de forces armées)では7人のみである。

図表 3-8 委員会・議員代表の所属議員の男女別内訳(2007年現在)

	男性	女性	総数	女性比率
文化・家庭・社会委員会(Commission des affaires culturelles, familiales et sociales)	86	45	131	34.4%
経済・環境・国土委員会(Commission des affaires économiques, de l'environnement et du territoire)	113	29	142	20.4%
外交委員会(Commission des affaires étrangères)	64	8	72	11.1%
防衛委員会(Commission de la défense nationale et de forces armées)	62	7	69	10.1%
財政・経済・計画委員会(Commission des finances, de l'économie générale et du Plan)	69	4	73	5.5%
憲法・立法・総務委員会(Commission des lois constitutionnelles, de la législation et de l'administration)	63	9	72	12.5%
憲法 26 条適用担当委員会(Commission chargée de l'application de l'article 26 de la Constitution)	10	1	11	9.1%
会計監査・監督特別委員会(Commission spéciale chargée de vérifier et d'apurer les comptes)	12	2	14	14.3%
欧州連合に関する議員代表(Délégation de l'Assemblée nationale pour l'Union européenne)	30	6	36	16.7%
国土整備に関する議員代表(Délégation de l'Assemblée nationale à l'aménagement du territoire)	12	3	15	20.0%
女性の権利及び男女の機会均等に関する議員代表(Délégation de l'Assemblée nationale aux droits des femmes et à l'égalité des chances entre les femmes et les hommes)	7	30	37	81.0%

(出所) パリテ監視委員会ウェブサイト

(http://www.observatoire-parite.gouv.fr/portail/doc16/parite_assemblee_nationale.htm : 2008.02アクセス) より作成

また、国民議会の女性比率は増加したが、事務局員では女性数は依然として少ない。

図表 3-9 国民議会議事務局の男女数(2007年)

	男性	女性	総数	女性比率
局長	1	0	1	0.0%
副局長	5	1	6	16.7%
財務担当	2	1	2	33.3%
事務局員	10	2	12	16.7%

(出所) パリテ監視委員会ウェブサイト

(http://www.observatoire-parite.gouv.fr/portail/doc16/parite_assemblee_nationale.htm : 2008.02アクセス) より作成

地方

地方選挙に関して、パリテ法が適用される地域圏議会では、現在女性議員の割合が47.6%であり、50%に近い数字を達成している。一方、パリテ法が適用されない県議会については、2004年の県議会選挙によって、女性比率は選挙前の9.2%から10.4%に増加したが、依然として10%台という低い数字に留まっている。

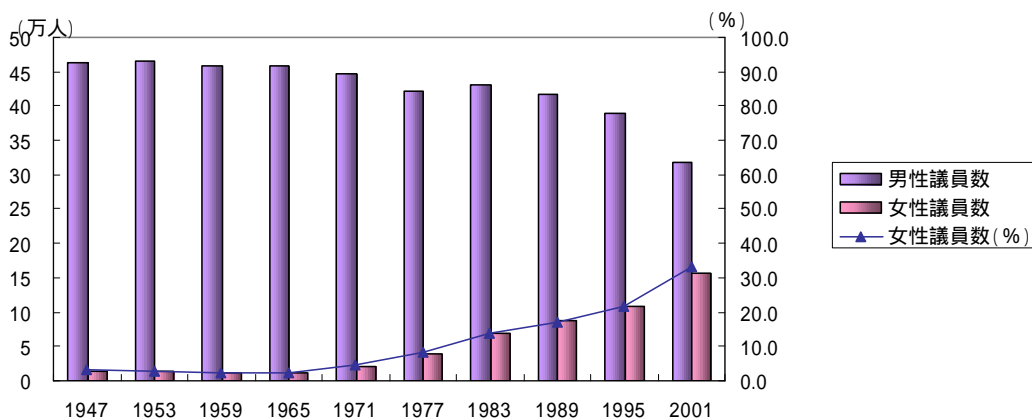
図表 3-10 地方議会議員および議長に占める女性数・割合

	総数	女性	女性比率
県議会選挙 (2004)			
議長	99	3	3.0%
副議長	1 052	132	12.5%
議員	3 966	411	10.4%
地域圏議会議員選挙 (2004)			
議長	26	1	3.8%
副議長	338	126	37.3%
議員	1 880	895	47.6%
元老議員 (2004)	331	56	16.9%
国民議会 (2007)	577	107	18.5%

(出所) パリテ監視委員会 « Parité et modes de scrutin : Conforter l'égalité » (2004) より作成

パリテ法が適用される人口3,500人以上のコミュンでは、女性議員数は図表3-11が示すように上昇傾向にある。1947年には女性議員割合はわずか3.1%であったが、パリテ法施行後の2001年のコムン選挙では、女性議員数の割合は33%に達している。

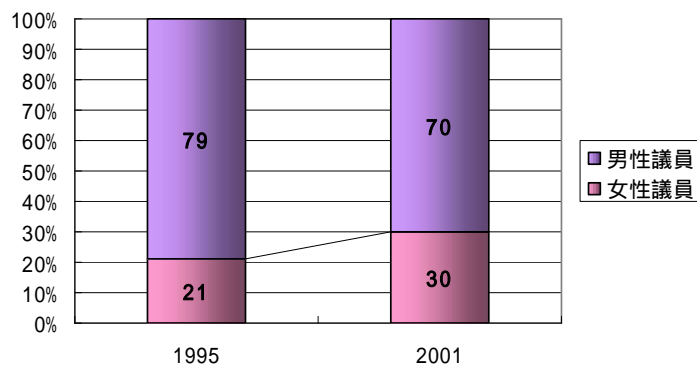
図表 3-11 人口3,500人以上のコミュンにおける女性議員の推移 (1995 - 2001年)



(出所) パリテ監視委員会 « Effets directs et indirects de la loi du juin 2000 : un bilan contrasté » (2005年) より作成

一方、人口 3,500 人未満のコミュンにおいては、パリテ法の適用対象外となっているが女性議員割合は約 30%（2001 年）である（図表 3-12）。なお、人口 3,500 人未満のコミュン数は全コミュニティ数の約 90%を占めている。

図表 3-12 人口3,500人未満のコミュンにおける女性議員数割合（1995年、2001年）



（出所）パリテ監視委員会 « Effets directs et indirects de la loi du juin 2000 : un bilan contrasté »（2005年）より作成

フランスの地方制度は複雑であり、地域圏、カントン、県、コミュニティと呼ばれる行政区画以外にも、複数のコミュニティから構成される地域間共同体（intercommunale）という行政区画が存在する⁸¹。これらの地域間共同体は、フランス全土に約 2,500 ある。こうした地域間共同体の執行部は、意思決定機関において女性が占める割合が小さくなっている。これは構成コミュニティ議会議員の互選によって選出され、住民による直接選挙によっては選出されていないことが原因と考えられている。また、図表 3-13 が示すように、女性が首長を務めている地域間共同体の数は少なく、140 に満たない。

最も女性の首長が多い地域間共同体は人口 5,000 人未満の場合であり、その割合は 6.6% である。全体的な傾向として、地域間共同体の人口数が少ない場合は、女性が首長である割合が高い。

地域間共同体では全体として女性の首長数が少ない一方で、女性が行政執行職を務める割合が高い傾向がある。しかし、人口が多い地域間共同体になるほど、女性が行政執行職を務める割合も減少している。

⁸¹ 地域間共同体の形態は複数存在し、コミュニティ間広域行政組織（Établissement Public de Coopération Intercommunale）都市圏共同体（communauté d'agglomération）、コミュニティ共同体（communauté de commune）、大都市共同体（communauté urbaine）等がある。

図表 3-13 地域間共同体執行部における女性の割合

	5千人未満	5千人以上1万人未満	1万人以上1万5千人未満	1万5千人以上2万人未満	2万人以上5万人未満	5万人以上10万人未満	10万人以上20万人未満	20万人以上	総数
地域間共同体数	753	740	347	176	259	104	54	31	2,464
女性の首長	50	44	18	4	14	4	1	1	136
女性の行政執行職	556	470	182	63	59	9	2	1	1,342
女性の首長比率	6.6%	5.9%	5.2%	2.3%	5.4%	3.8%	1.9%	3.2%	5.5%
女性の行政執行職比率	73.8%	63.5%	52.4%	35.8%	22.8%	8.7%	3.7%	3.2%	54.5%

(出所) パリテ監視委員会 « Effets directs et indirects de la loi du juin 2000 : un bilan contrasté » (2005年) より作成

(2) 政治分野への女性の参画に関する取組

国

フランスでは、長い間女性の政治進出は遅れ、女性議員数が1%台になるまで女性議員数が低迷する時期もあった。人権の発祥国でありながら、女性の進出が遅れているという状況を打開するために、選挙に際して女性の政治分野を促進することを目的として、当初フランスではクォータ制の導入が図られた。1982年に、名簿式投票で実施されるコミュン議会議員選挙について、候補者名簿に同一の性の候補者を75%以上含んではならない、という規定が含まれた法案が、国民議会において可決された。これは、事実上25%の女性のクォータを導入する法案であった。しかし、この法案に対して憲法院(Conseil constitutionnel)は性を理由として、候補者間で区別を行うことは憲法の原則に反するとして違憲判決を出した。さらに、1999年に、パリテ条項を含む地域圏議会議員・コルシカ議会議員選挙及び地域圏議会運営に関する法律が付託された際にも、憲法院は違憲判決を出している。これらのポジティブ・アクションに対する憲法院の判決によって、フランスにおいては具体的な女性優遇政策を実施することが困難となった。

一方で、女性の政治参画を促進する取組は進められた。右派の女性国民議会議員ロズリヌ・バシユロ(Roselyne Bachelot)氏と1982年のクォータ導入の法案起草者であったジゼル・アリミ(Gisèle Halimi)氏は、1995年の大統領選を機会に、当時の大統領候補であった、シラク氏、ジョスパン(Jospin)氏、バラデュール(Balladur)氏に対して、大統領として選出された際には、パリテ監視委員会を首相直属の独立の機関として設置されることを約

束させた。こうして 1995 年の大統領選を制したシラク大統領によって、パリテ監視委員会が設置された。続く 1996 年には、クレソン（Cresson）元首相をはじめとした閣僚経験を有する女性が「パリテを求める 10 人宣言」を発表している。

1997 年の国民議会選挙後に誕生したジョスパン首相を首班とする社会党政府では、こうした女性参画推進の動きを背景に、1998 年憲法改正の法律案を提出した。様々な審議を経た後⁸²、この法律案は可決され、男女平等に関する 1999 年 7 月 8 日の憲法的法律第 99-569 号が発効した。

当該法律第 1 条によって、第 5 共和制憲法第 3 条に、「選挙によって選出される議員職と公職への男女の平等なアクセスを促進する（favoriser）」との規定（第 3 条第 5 項）が挿入された。さらに、当該法第 2 条によって、憲法第 4 条に、「各政党及び政治グループは、法律が定める条件において、第 3 条の最終項が定める原則の実現に貢献する」という条項（第 4 条第 2 項）を挿入した。こうして、憲法に両性の政治参画平等を促進することが明示されたことによって、ポジティブ・アクションを導入することが可能になった。

憲法改正後、選挙によって選出される議員職及び公職への男女の平等なアクセスを促進することに関する 2000 年 6 月 6 日法律が議会を通過し、選挙に際して女性と男性の候補者を同数とするような選挙方式が定められた。対象とする選挙方式は、以下の表の通りである。

図表 3-14 パリテ法（2000年6月）対象選挙及び非対象選挙

パリテ法対象選挙	
国民議会選挙	政党や政治団体に所属する候補者の男女比を同率（男女同数）とする
元老院議員選挙：拘束名簿式比例代表 1 回投票制 フランス領ポリネシア、ニューカレドニア、ワリス-エ-フツナ、マイヨット領土議会議員選挙	候補者名簿登載順を男女交互とする
地域圏議会議員選挙 コルシカ議会議員選挙 サン-ピエール-エ-ミクロン領土議会議員選挙	候補者名簿登載順を 6 人毎に男女交互とする
コミューン選挙：人口 3,500 人以上のコミューンにのみ適用	候補者名簿登載順 6 人毎に男女同数とする
欧州議会選挙	候補者名簿登載順を男女交互とする
パリテ法非対象選挙	
元老院議員選挙	多数代表 2 回投票制で実施
県議会議員選挙	
コミューン選挙：人口 3,500 人未満のコミューン	

（出所）パリテ法条文等より作成

国民議会では、男女の比率が 2% を超えた場合、制裁として国から政党や政治団体に配分される助成金が減額されることになった。また、海外領土の場合には、男女の候補者の人数の差が 1 名を超えた場合には減額の対象とされることになった。

以上のように、男女同数規定に違反した場合に制裁が課されると規定されていたが、パ

⁸² 詳細は、糠塚康江『パリテの論理』信山社（2005 年）、64-76 頁参照。

リテ法施行後の 2000 年の国民議会選挙では、複数の政党に制裁が課されている。

図表 3-15 パリテ法による制裁（2002年国民議会選挙）

政党名	男性候補者	女性候補者	女性候補者不足人数	補助金減額総額
国民運動連合（Union Mouvement Populaire：UMP）	466	114	175	4,264,738 ユーロ （＝約 5 億 7,500 万円）
社会党（Parti Socialiste）	350	185	82	1,651,806 ユーロ （＝約 2 億 2,300 万円）
フランス民主連合（Union pour la Démocratie Française：UDF）	181	45	68	667,076 ユーロ （＝約 9,000 万円）

（出所）パリテ監視委員会 « Effets directs et indirects de la loi du juin 2000 : un bilan contrasté »（2005年）より作成

その後、パリテを改正する法律が 2000 年及び 2003 年に制定された⁸³。続いて、女性の参画をより推進するために新たにパリテを強化する目的、選挙によって選出される議員職及び公職への男女の平等なアクセスを推進することに関する 2007 年 1 月 31 日法律が制定された。しかし、2002 年の国民議会選挙では、多くの政党が男女同数の候補者を立てず、女性候補者を 50%未満にして公的助成金減額措置を課されることを選択したことから、2007 年の改正では、制裁措置を強化し、パリテ法を遵守させるため公的助成金の減額率が引き上げられた。

図表 3-16 2007年1月31日法による改正点

対象選挙	方式
人口 3,500 人以上のコミュンの助役（les adjoints au maire） パリ、リヨン、マルセイユの区及びフランス領ポリネシア、ニューカレドニア、マイヨットのコミューンにも適用	拘束名簿式投票の導入。候補者名簿は男女同数。
人口 3,500 人以上のコミュン議会議員選挙	候補者名簿の候補者順を男女交互とする
地域県議会執行部（les exécutifs régionaux）	候補者名簿の候補者順を男女交互とする
県議会議員補充候補者	県議会議員が補充候補者を登録する際に、自分とは異なる性別の者を指名すること
国民議会議員選挙	パリテを遵守しない場合の、公的助成金の減額率を最大 50%を 75%にまで引き上げる。
在外フランス人議会議員選挙	立候補者名簿の男女数を同数とする

（出所）鈴木尊紘「フランスにおける男女平等政治参画」外国の立法233（2007年）を参考に作成

現在、パリテ法が適用される選挙は次の図表の通りである（図表 3 - 17）。

⁸³ 元老院議員に関する選挙制度について、2000 年 7 月 10 日の法律 2000 - 641 号。地域圏議会議員選挙に関して、2003 年 4 月 11 日の法律 2003-327 号。元老院議員の選挙に関して、2003 年 7 月 30 日の法律 2003-697 号。

図表 3-17 パリテ適用対象選挙

選挙の種類		選挙方式	内容
国政	国民議会議員選挙	多数代表 小選挙区制 2回投票制	候補者名簿を男女同数とする
	元老院議員選挙 (一部には適用されない)	拘束名簿式 比例代表制	候補者名簿を男女同数・名簿登載順を 男女交互とする
地方	地域圏議会議員選挙	拘束名簿式 比例代表制 2回投票制	候補者名簿を男女同数・名簿登載順を 男女交互とする
	地域圏議会執行部選挙	拘束名簿式 比例代表制	候補者名簿を男女同数とする
	県議会議員選挙補充候補者	指名制	補充候補者を立候補者とは別の性別と する
	人口 3,500 人以上の コミューン議会議員選挙	拘束名簿式 比例代表制 2回投票制	候補者名簿を男女同数・名簿登載順を 男女交互とする
	人口 3,500 人以上の コミューンの助役選挙	拘束名簿式 多数代表制 2回投票制	候補者名簿を男女同数とする
在外フランス人議会議員選挙		拘束名簿式 比例代表制	候補者名簿を男女交互とする。補充登 録者は立候補者とは別の性別とする
欧州議会議員選挙		拘束名簿式	候補者名簿登載順を男女交互とする

(出所) 鈴木尊紘「フランスにおける男女平等政治参画」外国の立法233(2007年)より作成

2008 年には、県議会議員職に関する男女の平等なアクセスを容易にする 2008 年 2 月 26 日法律 2008-175 号が定められた⁸⁴。

パリテ法による取組以外でも、女性の政治参画推進のため政党による個別の取組が行われている。社会党では 1970 年代にミッテランによりクォータ制が導入されており、党の運営・執行部門に 25%の女性を配置することが決められている。また、パリテ法制定以前の 1997 年に当時のジョスパン首相の下、国政選挙で他の政党に先駆けて、女性候補者の割合を 30%とするクォータ制を導入していた。

地方

地方における女性の政治参画推進については、パリテ法によって、国政及び地方において選挙制度にパリテを導入することで女性の参画を推し進めるという国レベルの取組がなされている。

Elles Aussi などのアソシアシオンでも、コミューン議会議員選挙の討論会の開催や、キャンペーン活動を実施し、国民に対する啓発活動を実施している。

⁸⁴ 詳しくは第 3 章、II 糠塚補遺参照。

(3) 今後の課題

パリテ適用選挙の拡大

パリテ法が適用されていない県議会議員選挙における女性議員割合が、10.4%であるということから、県議会議員への一層のパリテの導入の必要があると指摘されている⁸⁵。2008年2月には、県議会議員が補充候補者と交代する場合について、国民議会との兼職も含まれることとなり、着々と試みが続けられている。

また、地域間共同体レベルでのパリテの実現も重要であると考えられている。地域間共同体の意思決定機関では、当該地域間共同体を構成するコミュン議会における互選で執行部の構成員を選出するという間接選挙制を採用している。地域間共同体の制度は、中央集権的なフランスにおいては比較的新しく、まだ国民によく理解されていない点もあるが、地域間共同体において道路や工業地域帯などの、予算が大きく、住民の生活に係る重要な事項が決定されている。そのため各コミュンを超えた領域であると同時に生活に密接に係る重要事項を扱うことから、パリテを導入すべきと指摘されている⁸⁶。

兼職の問題

フランスでは、地方レベルでの役職と国家レベルの役職を兼任するという兼職制度が一定の条件のもとで認められている。このため議員職が独占される結果となり、新しく女性議員の数が増えない原因の一つになっている。また、任期の延長が多いことも職の独占につながっていると指摘されている。一方で、フランスでは地方議員と国会議員の兼職には地方のことを理解しつつ国政に参加するという意義があると考えられているため、実際に兼職制度を変えることは困難とも指摘されている。

家庭への支援

フランスにおける政界への女性の進出の遅れは、参政権獲得が1944年と遅れたことに加えて、文化的・環境的要因も挙げられている⁸⁷。女性が選挙に出馬しない理由としては、子どもや両親の世話をしなければならないといった家庭生活の制約が考えられるため、家族の問題についても検討が必要と指摘されている⁸⁸。また、女性の政治参画のためには、社会的な意識改革の必要があるとの認識から、パリテ監視委員会では社会全体に対する情報の伝播の活動にも力を入れている。

⁸⁵ Elles Aussi ヒアリングによる。

⁸⁶ Elles Aussi ヒアリングによる。

⁸⁷ 糠塚康江「パリテ法 - 制定の背景とプロセス」北大法学論集 57(6) (2006年)、2794頁

⁸⁸ Elles Aussi ヒアリングによる。